



# 虐待根絶のためにできること

## みんなで守ろう みんなの笑顔



虐待は、児童だけでなく、高齢者や障がい者にも起こりえます。市では、令和3年度に73件の虐待に関する通報・相談がありました。私たち一人一人が虐待を身近な問題と捉え、虐待から守るために何ができるのか考えてみましょう。



### どんな行為が虐待なの？

|              |  |
|--------------|--|
| 身体的虐待        | 体に傷や痛みを負わせる暴行を加える。正当な理由なく身動きがとれない状態にする |
| 性的虐待         | 無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりする     |
| 心理的虐待        | 侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与える      |
| 放棄・放任(ネグレクト) | 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させる   |
| 経済的虐待        | 本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使う。また、理由なく金銭を与えない   |

### 見逃さないで! 虐待のサイン

- 体に小さな傷やあざが頻繁に見られる
- 急におびえたり、恐れた表情を見せたりする
- 年金や財産収入などがあることが明らかにもかかわらず、お金がないと訴える
- 住居が極めて非衛生的になっている。異臭を放っている
- 寝具や衣服が汚れたままのことが多い
- 栄養失調が心配される
- 自宅から本人や家族などの怒鳴り声、悲鳴、うめき声、物を投げる音が聞こえる
- 訪問しても会えない。家族が面会を嫌がる
- 無気力、諦め、投げやりな様子

### 高齢者の虐待

虐待は、特別な家庭でのみ起きるものではありません。どこの家庭でも起こりうる問題です。「あれっ」「おやっ」と感じたら、まず相談してください。

地域包括支援センターと長寿課が連携を取りながら、関係機関、団体の協力により虐待の防止を図っています。

高齢者虐待防止法の正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」です。この名称のとおり、この法律は高齢者虐待を行った養護者を処罰することを目的にしたものではなく、養護者への支援も大切な目的の一つとしています。



**⚠ 虐待と思ったら**

- 市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143
- 保健福祉センター内地域包括支援センター ☎55-0654

### 障がい者の虐待

虐待は障がい者の尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げます。虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気付かないまま起きている恐れもあります。



虐待を防ぐためには、一人一人がこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待に気付いた人には、通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。

**⚠ 虐待と思ったら**

- 市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142、FAX.52-3749
- 市障がい者基幹相談支援センター ☎76-8140、FAX.53-2280

11月は児童虐待防止推進月間

## ～オレンジリボンキャンペーン～



オレンジリボン

「児童虐待防止」というメッセージが込められています。

児童虐待は将来にわたって子どもの心身に深い傷を与え、時には尊い命が奪われる事件となるなど、大きな社会問題となっています。子どもの「命」と「権利」、そしてその未来は、社会全体で守らなければなりません。

令和3年度の虐待件数速報値(9月現在)は、過去最多の総数20万7,659件と発表されました。児童虐待件数は年々増加しており、一人でも多くの子どもを守るためには市民の皆さんの協力が必要不可欠です。この機会に、児童虐待防止のために何ができるか考えてみましょう。



県中央児童・  
障害者相談センター長  
前田清さん

## オレンジリボン展示

児童虐待防止について理解を深めるための展示、ポスターの掲示、市の子育て情報の案内チラシや啓発物品の配布

と き 11月1日(火)～30日(水)

ところ 市役所 ロビー

## 街頭啓発

児童虐待に関する啓発放送、啓発グッズの配布

と き 11月1日(火)

ところ 名鉄瀬戸線尾張旭・旭前・印場駅のロータリー付近



## オレンジ×パープルライトアップ

それぞれのカラーに思いを込めて、スカイワードあさひなどをライトアップ

と き オレンジ/11月1日(火)～30日(水) (パープル期間を除く)

パープル/11月12日(土)～25日(金)

ところ スカイワードあさひ、地域消防防災施設ほんまる

## パープルライトアップ

女性に対するあらゆる暴力の根絶を願うとともに、被害者に対して「あなたは一人ではない! 相談をしてください」というメッセージが込められています。

## ⚠️ 虐待と思ったらすぐに連絡を (匿名可、秘密厳守)

- 子どもに**不自然な傷やあざ**がある。常に服装や体が不潔
- 親(保護者)が頻繁に子どもを置いて外出。**病気やけがをしても受診しない**
- 毎晩のように長時間、**泣き声、怒鳴り声**が聞こえる。子どもが外に出されている

■ 児童相談所全国共通ダイヤル 189 (24時間対応)

■ 子育て相談課 ☎53-6101

子どもの心配な情報が入った場合、家庭訪問を行い、保護者からお子さんの様子を聞き取ります。子育ての悩みがある場合は、家庭児童相談員が相談に応じます。



## ♥️ ヤングケアラー ～あなたは一人じゃない～

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。やりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どもがいます。

## 児童の皆さんへ

家庭のことや自分のことで悩んだら、相談してみましょう。皆さんの不安や悩みを聞き、良い方向に進むようお手伝いします。相談内容の秘密は守られます。

## 周囲の大人・関係者のかたへ

ヤングケアラーは、家庭内のことで問題が表出していくと、周囲に把握されにくいという特徴があります。身近にいる子どもなどが「ヤングケアラーかもしれない」と感じたら、情報をお寄せください。

■ 24時間子供SOSダイヤル(文部科学省) ☎0120-0-78310 (24時間対応)

■ 子どもの人権110番(法務省) ☎0120-007-110

■ 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783 (24時間対応)

■ こども・子育て相談 ☎53-6102



相談・問い合わせ先／保健福祉センター内子育て相談課 ☎53-6101